食品表示法における酒類の表示のＱ＆Ａ

平　成　３０　年　７　月

国　　税　　庁

食品表示法における酒類の表示のＱ＆Ａ 改正履歴

年　月	改正の概要
平成 27 年４月	初版（食品表示法施行）
平成 28 年３月	一部改正（製造所固有記号制度）
平成 29 年４月	一部改正（酒類業組合法改正等） 問 10　品目と併せて品名表示が可能であることを明示 問 13　組合法改正に伴うもの 問 30　暫定通達廃止に伴うもの 問 36　時点の修正
平成 30 年７月	一部改正（消費者庁Ｑ＆Ａの改正に伴う修正等） 問 11・問 12　新規追加 ※　新規問追加等に伴い、問番号変更

※　用語の使い方

○　酒税法３七ロ：酒税法第３条第七号ロ

○　通達：平成 11 年 6 月 25 日付課酒 1－36 ほか４課共同「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について（法令解釈通達）」

食品表示法における酒類の表示のＱ＆Ａ　目次

【第１条：適用範囲】

（問１）　どのような食品が食品表示基準の適用を受けますか。　P.1

（問２）　詰め合わせ酒類の表示方法はどうすればよいですか。　P.2

【第２条：定義】

（問３）　食品表示基準では、加工食品は一般用加工食品と業務用加工食品に区分されますが、それぞれどのような酒類が該当しますか。　P.3

（問４）　主に業務用として流通している生ビールの樽容器については、一般用加工食品に該当しないと考えてよいですか。　P.4

【第３条第１項：義務表示】

（問５）　ビールの６缶パックとケース売りの場合は、どのように表示する必要がありますか。　P.5

（問６）　酒類販売業者が客の求めに応じて量り売りする場合、表示義務はどのようになりますか。　P.6

（問７）　タンクローリーなどの通い容器についても表示義務が課されますか。　P.7

（問８）　酒類にはどのような事項を表示すればよいですか。　P.7

【第３条第１項：義務表示（名称）】

（問９）　酒類の「名称」はどのような表示を行えばよいですか。　P.8

【第３条第１項：義務表示（添加物）】

（問 10）　「添加物」の事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と区分して表示する方法について教えてください。　P.9

（問 11）　清酒の調味液として、乳酸、クエン酸等の有機酸を使用した場合、原材料名の欄はどのように表示したらよいですか。　P.11

（問 12）　清酒の製造に際して、酒母に乳酸を加えた場合には、原材料名の欄はどのように表示したらよいですか。　P.12

【第３条第１項：義務表示（内容量）】

（問 13）　720ml や 1.8Ｌのみ表示するなど、「内容量」の項目名を省略して表示することができますか。　P.13

（問 14）　酒類業組合法施行令の改正により、「容器の容量」の表示が「内容量」となりましたが、従来どおり「容器の容量」の項目名で表示することができますか。　P.13

（問 15）　どのような場合に、一括表示部分の「内容量」の表示を省略することができますか。　P.14

【第３条第１項：義務表示（食品関連事業者）】

（問 16）　食品関連事業者の表示方法を教えてください。 P. 15
（問 17）　酒類における食品関連事業者の「製造」や「加工」の行為とは、具体的にはどのような行為を示すのですか。 P. 16
（問 18）　食品表示法に基づく食品関連事業者の表示を行った場合、酒類業組合法上の表示義務者の表示はしなくてもよいですか。 P. 17
（問 19）　酒類業組合法上の表示義務者が食品表示法上の表示責任者とならない場合には、どのような項目名で表示すればよいですか。 P. 18

【第３条第１項：義務表示（製造所又は加工所の所在地等）】
（問 20）　製造所固有記号制度の概要について教えてください。 P. 19
（問 21）　食品表示基準による製造所固有記号を表示する場合について教えてください。 P. 20
（問 22）　自社の製造場で製造した酒類を未納税移出し、他社の製造場で容器に詰口した後、さらに自社の製造場に未納税移入し課税移出する場合、食品表示基準で義務付けられている「加工所の所在地」の表示を記号表示することはできますか。 P. 21
（問 23）　製造所固有記号による表示例を教えてください。 P. 22

【第３条第２項：該当する場合の義務表示】
（問 24）　酒類は、機能性表示食品の対象となりますか。 P. 27

【第３条第３項：省略できる義務表示】
（問 25）　酒類において、表示の省略ができる事項はありますか。 P. 28

【第５条：義務表示の特例】
（問 26）　酒類にアレルゲン表示は要しないこととされていますが、任意表示として、特定原材料〇〇が検出されない場合、「〇〇を使用していません」と表示をすることはできますか。 P. 29

【第７条：任意表示（栄養機能食品）】
（問 27）　栄養機能食品の表示で、留意すべき事項はありますか。 P. 30

【第７条：任意表示（糖類）】
（問 28）　清酒に、「糖類不添加」と表示することはできますか。 P. 31
（問 29）　栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム）の量及び熱量の表示が省略できない場合には、どのようなケースがありますか。 P. 31
（問 30）　アルコールと果汁を混和した酒類について、「糖類無添加」又は「糖類不使用」と表示できますか。 P. 32
（問 31）　糖類表示を行う場合は、以下の表示が必要となりますか。
【例】炭水化物
－糖質
－糖類
－食品繊維　※　「－」は省略可。 P. 32

【第８条：表示の方式等】
（問 32）　酒類に表示する文字の大きさに規制はありますか。　P. 33
（問 33）　食品表示基準で使われている「おおむね 30 平方センチメートル」及び「おおむね 150 平方センチメートル」の「おおむね」とはどの範囲まで指すのですか。　P. 33
（問 34）　食品表示基準別記様式一の備考 12「消費者の選択に資する適切な表示事項」とは具体的にどのような事項がありますか。　P. 34
（問 35）　別記様式一の備考 11 にある「枠を表示することが困難な場合」とは、具体的にどのような場合を指しますか。
また、食品表示基準第８条第３号によれば、「枠」は必ずしも必要でないと考えてよいですか。　P. 34

【第 10 条：業務用加工食品の表示】
（問 36）　業務用加工食品の場合、酒類にはどのような表示をすればよいですか。　P. 35
（問 37）　業務用加工食品の場合、字の大きさや書き方に規制はあるのですか。　P. 35

【附則：経過措置等】
（問 38）　食品表示基準の施行に当たっては、経過措置が設けられていますか。　P. 36

酒類を含む食品全般のＱ＆Ａについては、消費者庁ホームページに「食品表示基準Ｑ＆Ａ」（平成 27 年３月 消費者庁 食品表示企画課）が掲載されていますので、併せてご参照ください。

【第１条：適用範囲】

（問１）どのような食品が食品表示基準の適用を受けますか。

（答） 食品表示法第２条第３項第１号に規定する食品の製造・加工・輸入を業とする者（当該食品の販売をしない者を除く。）又は食品の販売を業とする者や食品関連事業者以外の者（バザー等で販売する者など、販売を業としない者）が、加工食品（酒類を含む。）、生鮮食品又は添加物を販売する場合及び不特定多数の者に対して無償で譲渡する場合に適用を受けます。

よって、酒類は加工食品の一つとして、食品表示基準の対象となります。

（食品表示基準第２条第１項第１号、別表第一 25 飲料等）

食品表示基準（抄）

（定義）

第二条　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　加工食品　製造又は加工された食品として別表第一に掲げるものをいう。

別表第一（第二条関係）

２５　飲料等

飲料水、清涼飲料、酒類、氷、その他の飲料

（関連）どのような食品が食品表示基準の適用を受けるのですか。

⇒　食品表示基準Ｑ＆Ａ　（総則－１）

（問２）詰め合わせ酒類の表示方法はどうすればよいですか。

（答） 詰め合わせ酒類の場合は、外装（小売のための包装）にも表示を行う必要があります。ただし、購買者の求めに応じて詰め合わせ内容がその都度変わる場合は、外装には表示を要しません。

食品表示基準（抄）
（定義）
第二条　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
六　容器包装　食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第４条第５項に規定する容器包装をいう。

（関連）店頭において、客の求めに応じ個々に表示されている食品を詰め合わせした場合の外装である化粧箱等について、さらにこの化粧箱等にも表示をする必要があるのですか。

⇒　食品表示基準Ｑ＆Ａ　（総則－７）

（関連）詰め合わせ食品の表示方法はどうすればよいですか。

⇒　食品表示基準Ｑ＆Ａ　（総則－８）

【第２条：定義】（問３）食品表示基準では、加工食品は一般用加工食品と業務用加工食品に区分されますが、それぞれどのような酒類が該当しますか。

（答） 酒類においては、消費者に販売される容器包装に入れられた酒類が「一般用加工食品」に該当し、酒類製造業者間で未納税取引されているような酒類は「業務用加工食品」に該当します。

（食品表示基準第２条第１項第３号、同第３条第１項）

食品表示基準（抄）

（定義）

第二条　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　加工食品　製造又は加工された食品として別表第一に掲げるものをいう。

三　業務用加工食品　加工食品のうち、消費者に販売される形態となっているもの以外のものをいう。

（横断的義務表示）

第三条　食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品（業務用加工食品を除く。以下この節において「一般用加工食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。第六条及び第七条において同じ。）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

（問４）主に業務用として流通している生ビールの樽容器については、一般用加工食品に該当しないと考えてよいですか。

（答） 例えば、生ビールの樽容器など、通常、業者向けにのみ流通・販売する酒類であっても、それが実際に消費者に販売されている場合には、一般用加工食品に該当します。

なお、業者向けにのみ販売する酒類であって、一般用加工食品としての表示義務を満たしていないことを取引時に書面等で明確に示しているにもかかわらず、酒類製造業者や酒類卸売業者の意に反して、購入した酒類小売業者が消費者に販売した場合の表示責任は、当該酒類小売業者が負うこととなります。

（関連）いわゆる業務用スーパーなどで消費者にも販売される可能性のある加工食品は、どのような表示を行えばよいのですか。

⇒ 食品表示基準Ｑ＆Ａ （総則－17）

【第３条第１項：義務表示】

（問５）ビールの６缶パックとケース売りの場合は、どのように表示する必要がありますか。

（答） 食品表示基準第３条第１項においては、「容器包装に入れられた加工食品」を販売する際に、食品表示基準に従い表示されなければならないこととされています。

この「容器包装に入れられた加工食品」とは、加工食品を容器包装しているもので、そのままの状態で消費者に引き渡せるものをいいますので、これに該当する場合には、個々のビールの缶等への表示とは別に、６缶パックやケースについても、表示することが原則となります。ただし、個々のビールの缶等への表示が、６缶パックやケースを通して確認できる状態であれば、６缶パックやケースに表示する必要はありません。

（関連）「容器包装に入れられた加工食品」の定義を教えてください。また、次のものは該当しますか。

① 串に刺してある焼き鳥をそのまま販売

② トレイに載せた加工食品（ラップ等で包装しないもの）

③ 小分け包装している製品をダース単位でまとめた加工食品包装

④ 消費者に渡す際に紙、ビニール等で包装した加工食品

⇒ 食品表示基準Ｑ＆Ａ （加工－２）

（問６）酒類販売業者が客の求めに応じて量り売りする場合、表示義務はどのようになりますか。

（答） 酒類の購入者が用意した容器に、購入者の希望する酒類を、希望する量だけ酒類販売業者が販売する「量り売り」については、販売する酒類が食品表示基準における容器包装に入れられた加工食品に該当しないため、食品表示基準に定められた表示は必要ありません。

なお、酒類販売業者等が仕入れた酒類をあらかじめ別の容器に小分け等して販売する「詰め替え」については、食品表示基準に定められた表示や、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下「酒類業組合法」といいます。）に定められた表示を行う必要があり、そのほか、酒税法に定める手続き等として、詰め替えを行う場所の所在地の所轄税務署長に詰め替えを行う２日前までに「酒類の詰替え届出書」により届出なければなりません。

（関連）客の注文に応じて弁当、そうざいをその場で容器に詰めて販売している場合、食品表示基準に定められた表示が必要なのですか。

⇒ 食品表示基準Ｑ＆Ａ （加工－４）

（問７）タンクローリーなどの通い容器についても表示義務が課されますか。

（答） 食品表示基準においては、最終製品における表示の正確性を確保するため、タンクローリーなどの通い容器についても表示義務の対象とされています。通い容器に関する全ての義務表示事項は、容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等に表示することができます。

なお、タンクローリーなどの通い容器は、容器包装に該当しません。通い容器による販売は食品表示基準第 11 条の表の「容器包装に入れないで販売する場合」に該当します。（具体的な表示事項については、問 36 をご確認ください。）

（関連）タンクローリーやコンテナ等の通い容器についても表示義務が課されるのですか。

⇒ 食品表示基準Ｑ＆Ａ （加工－５）

（問８）酒類にはどのような事項を表示すればよいですか。

（答） 食品表示基準においては、酒類について以下の事項を表示する必要があります。

「名称」、「添加物」、「内容量」、「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」、「製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称」、「Ｌ-フェニルアラニン化合物を含む旨」、「遺伝子組換え食品に関する事項」、「原料原産地名」（輸入品を除く。）（食品表示基準第３条第１項、同条第２項）

※ 食品表示基準においては、酒類は「原材料名」、「アレルゲン」、「原産国名」の表示を要しないこととされており、表示義務は課されていません。（食品表示基準第５条）

なお、酒類の原材料名及び原産国名の表示については、別途、清酒の製法品質表示基準（平成元年 11 月 国税庁告示第８号）や果実酒等の製法品質表示基準（平成 27 年 10 月 国税庁告示第 18 号）により義務付けられているほか、公正競争規約などに基づく表示が行われています。

（関連）表示に関して、食品表示法以外の法令や公正競争規約との関連はどうなるのですか。

⇒ 食品表示基準Ｑ＆Ａ （雑則－５）

（関連）他の法令との関係で、次のことは可能ですか。

① 一方の基準に基づく表示をし、他の基準に基づく表示を省略すること。

② 同一事項について異なる表示方法を用いること。

⇒ 食品表示基準Ｑ＆Ａ （雑則－６）

【第３条第１項：義務表示（名称)】

（問９）酒類の「名称」はどのような表示を行えばよいですか。

（答） 酒類については、酒類業組合法第 86 条の５の規定に基づき、酒類の品目等の表示義務があります。

食品表示基準においては、その内容を表す一般的な名称を表示する義務があり、酒類の品目を表示することでこの名称を表示していることとなります。

食品表示基準（抄）
別記様式１

名称
原材料名
・
・

備考
1　この様式中「名称」とあるのは、これに代えて、「品名」、「品目」、「種類別」又は「種類別名称」と表示することができる。

また、例えばスピリッツにおける「ウオッカ」、「ラム」、「ジン」といったような酒類の品目以外の一般的な名称を表示したい場合にあっては、名称（品名）と酒類の品目の表示を併せて行うことが必要です。

【品目と品名を併記する場合の一括表示欄の表示例】

品　目：スピリッツ
品　名：ウオッカ
内容量：750ml
・
・

⇦ 10.5 ポイント
⇦ ８　ポイント

※　酒類の品目の文字の大きさは、内容量と酒類の品目の文字数で異なります。

（関連）商品名を名称として表示したり、名称に括弧を付して商品名を併記することはできますか。

⇒　食品表示基準Ｑ＆Ａ　（加工－７）

【第３条第１項：義務表示（添加物）】

（問 10）「添加物」の事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と区分して表示する方法について教えてください。

（答） 原材料（麦芽）と添加物（苦味料）を明確に区分する方法として、以下の方法が考えられますが、これらに限定するものではありません。ただし、例えば、区切りを入れずに連続して表示することはできません。

（食品表示基準 別記様式一　備考２）

食品表示基準（抄）
別記様式１
備考
２　添加物については、事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。

① 原材料と添加物を記号で区分して表示する。

原材料名	麦芽／　苦味料

② 原材料と添加物を改行して表示する。

原材料名	麦芽 苦味料

③ 原材料と添加物を別欄に表示する。

原材料名	麦芽
	苦味料

※ 食品表示基準においては、酒類は「原材料名」の表示を要しないこととされており、表示義務は課されていません。（食品表示基準第５条）

食品表示基準（抄）
（義務表示の特例）
第五条　前二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあっては、同表の下欄に掲げる表示事項の表示は要しない。

酒類を販売する場合	原材料名　アレルゲン　原産国名

（関連）原材料と添加物は区分して表示することになっていますが、原材料、添加物の表示順序は特に指定はないという解釈でよろしいでしょうか。

⇒　食品表示基準Ｑ＆Ａ　（加工－74）

（関連）複合原材料に使用されている添加物は、複合原材料の括弧内の最後に表示するのですか。それとも一括表示の原材料名欄の最後に表示するのですか。

⇒　食品表示基準Ｑ＆Ａ　（加工－75）

（問 11）清酒の調味液として、乳酸、クエン酸等の有機酸を使用した場合、原材料名の欄はどのように表示したらよいですか。

（答） 酒税法では、米や米こうじのほかに、醸造アルコール、ぶどう糖、有機酸（乳酸、こはく酸、クエン酸、リンゴ酸）、アミノ酸塩等、一定の原料を限られた量だけ使用することができます。

乳酸等の有機酸は、糖類などの原料とともにアルコールに加えられた後、調味液（調味アルコール）として、清酒のもろみに投入されます。この場合の有機酸は、酒税法上の原料となりますので、清酒の製法品質表示基準（平成元年 11 月国税庁告示第８号。以下「清酒表示基準」といいます。）に定める原材料の表示が必要となります。ただし、清酒に酸味を付与する目的で使用されているため、食品衛生法上、添加物に該当し、食品表示法による添加物の表示も必要となります。

このように、酒税法上の原料として使用されているものが添加物にも該当する場合、その表示の方法については、食品表示基準に従い原材料名と明確に区分して表示する必要があります。具体的には、以下のような表示方法が挙げられます。

なお、酸味料として使用した有機酸については、物質名（例えば「乳酸」）の表示に代えて、「酸味料」と表示することも可能です。

（酒税法３七ロ、酒税法施行令２、清酒表示基準３⑴、通達第８編第 86 条の６関係２⑶ｲ(ﾊ)）

（例） 調味液に乳酸を使用した場合の表示例

① 原材料と添加物を記号で区分して表示する。

原材料名	米（国産）、米こうじ（国産米）、醸造アルコール、糖類／乳酸（又は酸味料）

② 原材料と添加物を改行して表示する。

原材料名	米（国産）、米こうじ（国産米）、醸造アルコール、糖類 乳酸（又は酸味料）

③ 原材料と添加物を別欄に表示する。

原材料名	米（国産）、米こうじ（国産米）、醸造アルコール、糖類
	乳酸（又は酸味料）

④ 原材料名欄とは別に添加物名の欄を設け表示する。

原材料名	米（国産）、米こうじ（国産米）、醸造アルコール、糖類
添加物	乳酸（又は酸味料）

（問 12）清酒の製造に際して、酒母に乳酸を加えた場合には、原材料名の欄はどのように表示したらよいですか。

（答） 酒母に加える乳酸は、雑菌の繁殖による腐造といった清酒の製造上の不測の危険を防止するものです。こうした、酒類の製造の健全を期する目的で使用される必要最小量の物品は、酒税法上の酒類の原料として取り扱わないこととしており、清酒表示基準に定める原材料の表示は必要ありません。

また、この場合の乳酸は、「食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法により」使用されるものであり、食品衛生法上の添加物に該当することとなりますが、本件の乳酸は、「当該食品の原材料に起因して）その食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの」であり、加工助剤に該当するため、表示を省略することができます。

したがって、清酒表示基準による原材料名の表示の必要はなく、また、食品表示法による添加物としての表示も免除されるため、「乳酸」の表示は必要ありません。

（食品表示基準第３条第１項、清酒表示基準３⑴、通達第２編第３条関係（共通事項）７⑵、通達第８編第 86 条の６関係２⑶ｲ(ﾊ)）

（参考）清酒の仕込み（もろみの製造）の際に使用する、酵母を純粋に培養させたものを酒母(酛)といいますが、この酒母の製造には雑菌の増殖を防止するための乳酸が必要となります。酒母の製法には、乳酸を加える方法（速醸系酒母）と乳酸を加えずに酒母の中で乳酸菌に乳酸を作らせる方法（生酛系酒母）の２通りの方法があります。

【第３条第１項：義務表示（内容量）】

（問 13）720ml や 1.8Ｌのみ表示するなど、「内容量」の項目名を省略して表示することができますか。

（答）　内容量の表示に当たっては、「○○ml」、「○○Ｌ」のように単位を明記することが必要であり、内容量を名称とともに主要面に表示する際にも、単位が明記されていれば、消費者は内容量の表示であることを十分理解できると考えられます。

したがって、商品の主要面において内容量を表示する場合には、「内容量」の項目名については省略することが可能です。

（関連）内容量の単位として、「ｇ」、「ｋｇ」、「ｍｌ」、「Ｌ」の記号は使えますか。

⇒　食品表示基準Ｑ＆Ａ　（加工－94）

（問 14）酒類業組合法施行令の改正により、「容器の容量」の表示が「内容量」となりましたが、従来どおり「容器の容量」の項目名で表示することができますか。

（答）　改正酒類業組合法施行令は、平成 29 年４月１日に施行されましたが、この改正は平成 32 年３月 31 日まで経過措置が設けられています。

なお、食品表示基準においても「内容量」の項目名を表示する必要がありますが、平成 32 年３月 31 日までの経過措置が設けられています。

（問 15）どのような場合に、一括表示部分の「内容量」の表示を省略することができますか。

（答） 食品表示基準においては、「名称」や「内容量」などの事項欄※を一括表示することとしていますが、清酒やビールなどの名称（品目）と共に商品の主要面に内容量を表示した場合には、事項欄を省略して表示できます。

なお、名称を裏ラベルなど主要面以外の場所に一括表示する場合には、「名称:清酒」など項目名の表示が必要ですが、「名称」に代えて「品目」と表示できます。

（食品表示基準８条第４号、別記様式一　備考１及び８）

※ 例えば、「内容量」の事項欄とは、一括表示として表示される「内容量：720ml」の表示部分のことをいいます。

【表示例】

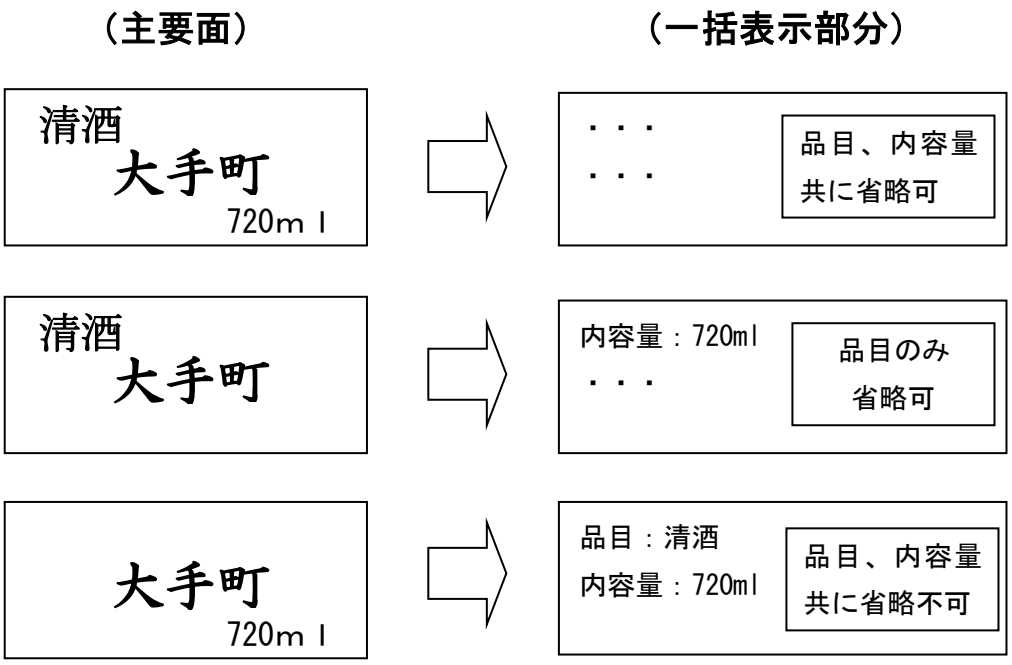

【第３条第１項：義務表示（食品関連事業者）】

（問 16）食品関連事業者の表示方法を教えてください。

（答）表示責任者である食品関連事業者の氏名又は名称及び住所を、「製造者」、「加工者」、「販売者」、「輸入者」のいずれかの項目名を付して、一括表示部分に表示する必要があります。

項目名については、表示を行う者（表示内容に責任を有する者）が当該製品の製造業者である場合には「製造者」、加工者である場合は「加工者」、輸入業者にあっては「輸入者」とすることが基本です。

なお、製造業者、加工者又は輸入業者との合意等により、これらの者に代わって販売業者が表示を行うことも可能です。この場合、項目名は「販売者」としてください。

（関連）食品関連事業者の表示方法を教えてください。

⇒　食品表示基準Ｑ＆Ａ　（加工－112）

（問 17）酒類における食品関連事業者の「製造」や「加工」の行為とは、具体的にはどのような行為を示すのですか。

（答） 一般的に、①「製造」とは、その原料として使用したものとは本質的に異なる新たな物を作り出すこと、②「加工」とは、あるものを原料としてその本質は保持させつつ、新たな属性を付加することをいいます。

酒類においては、基本的に酒税法上の酒類の製造に該当する行為は①の「製造」に該当します。

一方で、自ら製造していない酒類を容器に詰めたり、ろ過するなど、その本質が保持される行為は、②の「加工」に該当します。

このほか、酒類に水や酒類を混和した場合の取扱いは、以下のとおりとなります。

（酒類に水を混和する場合）

酒税法上、品目の変更を伴う場合（例：原料用アルコールを水で希釈して連続式蒸留焼酎とする）は、酒税法上の製造行為となりますので、①の「製造」に該当します。一方、品目を変更しない範囲で酒類のアルコール分の調整等のために水を混和する行為は、②の「加工」に該当します。

（同一の品目の酒類の混和）

同一の品目の酒類であって、異なる品質の酒類を混和した場合には、酒税法上の酒類の製造には該当しませんが、本質的に異なる新たな物を作り出すこととなるため、①の「製造」に該当します。

（注）酒類の混和であっても、その本質が保持される場合（例：同一の品質の酒類の混和）は、①の「製造」に該当せず、②の「加工」に該当します。

（関連）「製造」及び「加工」の定義を教えてください。

⇒ 食品表示基準Ｑ＆Ａ （総則－13）

（関連）食品関連事業者の行為における「製造」、「加工」とは、具体的にはどのような行為を指しますか。

⇒ 食品表示基準Ｑ＆Ａ （総則－14）

《参考》 （加工－145～147）

※ 具体的な判断は個別に行う必要があります。

（問 18）食品表示法に基づく食品関連事業者の表示を行った場合、酒類業組合法上の表示義務者の表示はしなくてもよいですか。

（答） 食品表示法と酒類業組合法の目的は異なっていることから、それぞれの法律で必要な表示事項も異なっています。

したがって、食品表示法と酒類業組合法で異なる表示事項は、それぞれの法律に基づく表示を行う必要があります。なお、共通する表示事項は一つの表示で両方の法律における必要な表示がされたものとなります。

※ 食品関連事業者とは、食品の製造、加工、輸入を業とする者又は食品の販売を業とする者のことをいい、食品表示基準では、これらのうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示することとされています。（食品表示法第２条第３項第１号、食品表示基準第３条第１項）

（問 19）酒類業組合法上の表示義務者が食品表示法上の表示責任者とならない場合には、どのような項目名で表示すればよいですか。

（答） 酒類業組合法上の表示義務者が、食品表示法上の表示責任者とならない場合には、どの者が酒類業組合法上の表示義務者かを明確にするため、その取引形態に応じて、以下のとおり項目名を表示するようにしてください。

【食品表示法上の表示責任者以外の酒類業組合法上の表示義務者の項目名】

○ 実際に酒類を製造（加工）した酒類製造業者の場合

⇒ 「酒類製造業者」又は「製造場」

○ 酒類を保税地域から引き取る者の場合 ⇒ 「輸入元」

○ 詰口後の酒類を仕入れて販売する者の場合 ⇒ 「販売元」

（例）販売者 A㈱ 東京都〇〇区… （食品表示法上の表示責任者）

製造場 B㈱ 神奈川県〇〇市…（酒類業組合法上の表示義務者）

【第３条第１項：義務表示（製造所又は加工所の所在地等）】

（問 20）製造所固有記号制度の概要について教えてください。

（答） 食品表示基準においては、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所の表示が義務付けられているほか、製造所又は加工所の所在地（最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工が行われた場所の所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称の表示が義務付けられています。

このうち、「製造所の所在地」（販売者が食品関連事業者であるときは「製造者の氏名又は名称」を含む。）の表示については、一定の要件の下、あらかじめ消費者庁長官に届け出た製造所固有記号の表示をもって代えることができることとされています。

（参考）

酒類については、上記の表示義務のほかに、酒類業組合法において、①酒類を課税移出する製造場、②酒類を保税地域から引き取る引取先、③酒類を詰め替える場所の所在地の表示が義務付けられていますが、これらの所在地の表示についても、財務大臣に届け出た記号の表示をもって代えることができることとされています。

※ 酒類製造業者が酒類業組合法の記号により表示を行うことができるのは、その住所を併せて表示する場合に限られています。

（関連）製造所固有記号制度とは何ですか。

⇒ 食品表示基準Ｑ＆Ａ （固有記号－１）

（問 21）食品表示基準による製造所固有記号を表示する場合について教えてください。

（答） 食品表示基準上の製造所固有記号の表示は、原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合のように、包材の共有化のメリットが生じる場合に認められています。ただし、他の法令の規定により、最終的に衛生状態を変化させた場所及び当該行為を行った者に関する情報の厳格な管理が行われているような場合であって、かつ、当該法令その他関係法令に基づく表示から、最終的に衛生状態を変化させた者又は場所が特定できる場合にあっては、「同一製品を二以上の製造場で製造している場合」と取り扱うことが認められています。

したがって、最終的に衛生状態を変化させた製造場から課税移出をする酒類については、酒税法の規定により最終的に衛生状態を変化させた場所及び当該行為を行った者に関する情報の厳格な管理が行われており、酒類業組合法に基づく表示から最終的に衛生状態を変化させた者又は場所の特定ができることから、１つの製造所で製造している場合であっても、食品表示基準上の製造所固有記号による表示が認められることになります。

なお、消費者に販売される酒類に製造所固有記号を表示する場合には、応答義務が課されています。

（関連）「原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合」に製造所固有記号を使用することができるとなっていますが、「例外」について具体的に教えてください。

⇒ 食品表示基準Ｑ＆Ａ （固有記号－７）

（問 22）自社の製造場で製造した酒類を未納税移出し、他社の製造場で容器に詰口した後、さらに自社の製造場に未納税移入し課税移出する場合、食品表示基準で義務付けられている「加工所の所在地」の表示を記号表示することはできますか。

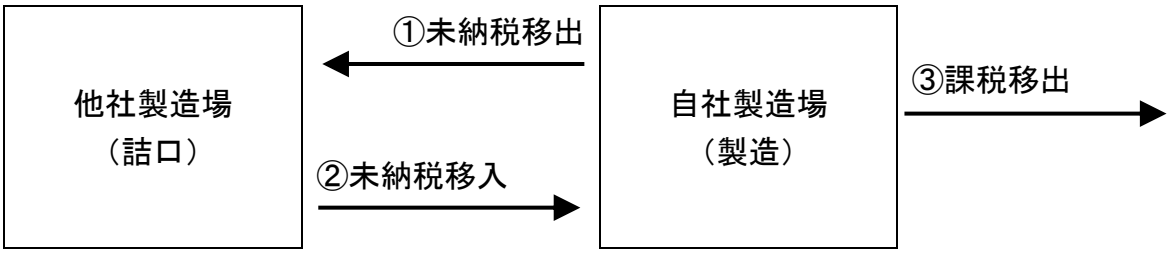

（答） 製造所固有記号の表示は、原則として同一製品を二以上の「製造所」で製造している場合に認められているため、「加工所」には使用できません。ただし、従来は食品衛生法上「製造所」に該当していた場所のうち、食品表示法において「加工所」と解されることとなった場所については、制度の変更により特定の事業者にのみ製造所固有記号が使用できなくなるという不利益が生じることを防ぐため、同一製品を２以上の加工所で加工（食品の衛生状態を最終的に変化させるものに限る。）している場合は、引き続き製造所固有記号の使用が認められます。

したがって、自社の製造場で製造した酒類を容器に詰口する他社の製造場は、食品表示法上「加工所」と解されますが、従来は食品衛生法上「製造所」に該当していたことから、同一の酒類を２以上の他社製造場で詰口する場合は、製造所固有記号の使用が認められることになります。

なお、消費者に販売される酒類に製造所固有記号を表示する場合には、応答義務が課されています。

※ 従来、食品衛生法上「製造所」とされており、食品表示法において「加工所」と解することとされた場所とは、製造された食品の衛生状態を最終的に変化させるような小分け作業を行った場所をいい、ご質問のような容器への詰口も含まれます。

（問 23）製造所固有記号による表示例を教えてください。

（答） 取引形態に応じ、次のようになります。

① 自社の製造場で製造・容器詰めを行った酒類を課税移出

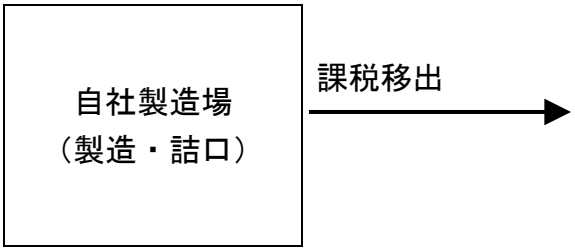

（自社の氏名又は名称等）
氏名又は名称　：霞が関酒造株式会社
本店所在地　　：東京都千代田区霞が関Ａ－Ａ－Ａ
製造所の所在地：東京都千代田区大手町Ｂ－Ｂ－Ｂ

【自社が表示内容に責任を有する場合の表示例】

製造者　霞が関酒造株式会社
　　東京都千代田区霞が関Ａ－Ａ－Ａ
製造所※ 東京都千代田区大手町Ｂ－Ｂ－Ｂ

※　容器包装入りの加工食品に「製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称」を表示する場合は、事項欄を設けずに表示してよいですか。

⇒　食品表示基準Ｑ＆Ａ　（加工－195）

【製造所固有記号による表示例】

製造者　霞が関酒造株式会社　＋Ｂ
　　東京都千代田区霞が関Ａ－Ａ－Ａ

※１　①製造所の所在地及び②課税移出する酒類製造場の所在地（千代田区大手町Ｂ－Ｂ－Ｂ）を表す記号として、①消費者庁長官及び②財務大臣に「Ｂ」を届出。

※２　製造所固有記号に冠する「＋」は、製造所固有記号には当たりません。

② 他社の製造場で製造された酒類を自社の製造場に未納税移入し、容器に詰口を行って課税移出

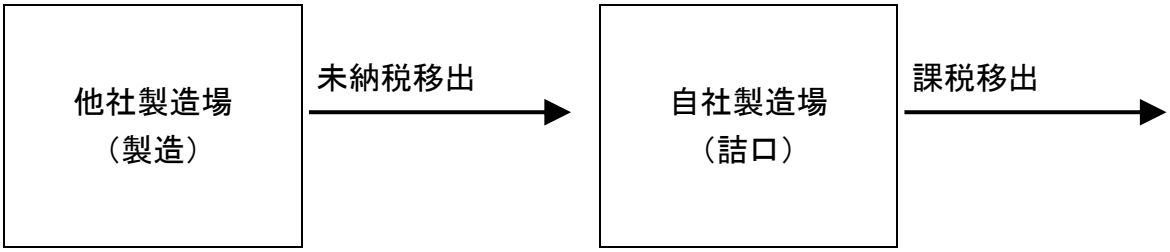

（自社の氏名又は名称等）
氏名又は名称　：霞が関酒造株式会社
本店所在地　　：東京都千代田区霞が関Ａ－Ａ－Ａ
加工所の所在地：東京都千代田区大手町Ｂ－Ｂ－Ｂ

【自社が表示内容に責任を有する場合の表示例】

加工者　霞が関酒造株式会社 　　東京都千代田区霞が関Ａ－Ａ－Ａ 加工所　東京都千代田区大手町Ｂ－Ｂ－Ｂ

【製造所固有記号による表示例】

加工者　霞が関酒造株式会社　＋Ｂ 　　東京都千代田区霞が関Ａ－Ａ－Ａ

※１　①加工所の所在地及び②課税移出する酒類製造場の所在地（千代田区大手町Ｂ－Ｂ－Ｂ）を表す記号として、①消費者庁長官及び②財務大臣に「Ｂ」を届出。

※２　製造所固有記号に冠する「＋」は、製造所固有記号には当たりません。

（関連）「食品表示基準について」では、同一製品を、製造者が自らの製造所で製造するとともに、他者の製造所に委託して製造する場合には、食品表示基準別記様式１の「製造者」及び「販売者」の事項名を表示しなくとも差し支えないとしていますが、なぜでしょうか。

⇒　食品表示基準Ｑ＆Ａ　（固有記号－48）

③　自社の製造場で製造した酒類を未納税移出し、他社の製造場で容器に詰口した後、さらに自社の製造場に未納税移入し課税移出

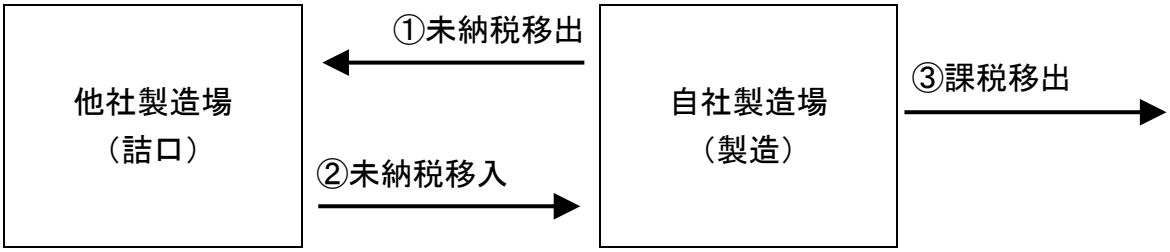

（他社の氏名又は名称）
氏名又は名称　：大阪ボトリング株式会社
本店所在地　　：大阪府大阪市中央区大手前Ｃ－Ｃ－Ｃ
加工所の所在地：大阪府大阪市中央区大手前Ｄ－Ｄ－Ｄ

（自社の氏名又は名称等）
氏名又は名称　：霞が関酒造株式会社
本店所在地　　：東京都千代田区霞が関Ａ－Ａ－Ａ
製造場の所在地：東京都千代田区大手町Ｂ－Ｂ－Ｂ

【自社が表示内容に責任を有する場合の表示例】

販売者　霞が関酒造株式会社　（事項名は「製造者」でも可）
　　東京都千代田区霞が関Ａ－Ａ－Ａ
製造場　東京都千代田区大手町Ｂ－Ｂ－Ｂ
加工所　大阪ボトリング株式会社　大阪府大阪市中央区大手前Ｄ－Ｄ－Ｄ

【製造所固有記号による表示例】　⇒　問 22 を併せてご参照ください。

販売者　霞が関酒造株式会社　Ｂ　＋Ｄ　（事項名「販売者」が原則）
　　東京都千代田区霞が関Ａ－Ａ－Ａ

※１　加工所の所在地及び加工者の氏名又は名称（大阪ボトリング株式会社、大阪府大阪市中央区大手前Ｄ－Ｄ－Ｄ）を表す記号として、消費者庁長官に「Ｄ」を届出。
※２　課税移出する酒類製造場の所在地（千代田区大手町Ｂ－Ｂ－Ｂ）を表す記号として、財務大臣に「Ｂ」を届出。
※３　製造所固有記号に冠する「＋」は、製造所固有記号には当たりません。

（関連）表示責任者が販売者の場合であって、かつ製造所固有記号を使用できる場合に、製造所固有記号を表示した上で、さらに任意で製造者の本社の名称等を表示したい場合、どう表示したらよいですか。

⇒　食品表示基準Ｑ＆Ａ　（加工－117）

（関連）「食品表示基準について」では、同一製品を、製造者が自らの製造所で製造するとともに、他者の製造所に委託して製造する場合には、食品表示基準別記様式１の「製造者」及び「販売者」の事項名を表示しなくとも差し支えないとしていますが、なぜでしょうか。

⇒　食品表示基準Ｑ＆Ａ　（固有記号－48）

④　他社の製造場で製造・詰口された酒類を自社の製造場に未納税移入し、ラベル等を貼付して課税移出

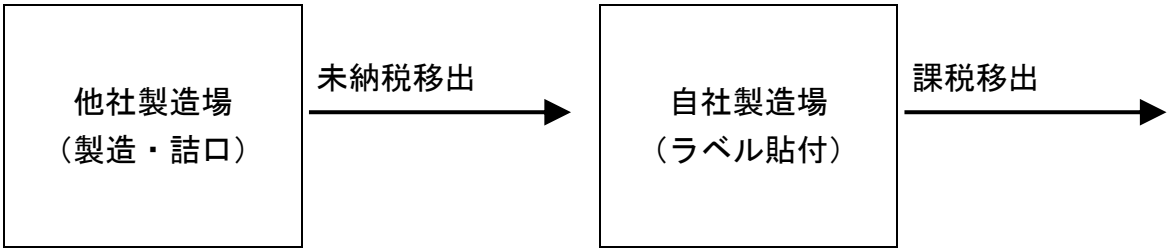

（他社の氏名又は名称）
氏名又は名称　：大阪ボトリング株式会社
本店所在地　　：大阪府大阪市中央区大手前Ｃ－Ｃ－Ｃ
加工所の所在地：大阪府大阪市中央区大手前Ｄ－Ｄ－Ｄ

（自社の氏名又は名称等）
氏名又は名称　：霞が関酒造株式会社
本店所在地　　：東京都千代田区霞が関Ａ－Ａ－Ａ
製造場の所在地：東京都千代田区大手町Ｂ－Ｂ－Ｂ

【自社が表示内容に責任を有する場合の表示例】

販売者　霞が関酒造株式会社
　　東京都千代田区霞が関Ａ－Ａ－Ａ
販売場　東京都千代田区大手町Ｂ－Ｂ－Ｂ
製造所　大阪ボトリング株式会社　大阪府大阪市中央区大手前Ｄ－Ｄ－Ｄ

（注）　問 21 のただし書の例外規定の適用はありませんが、原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合のように、包材の共有化のメリットが生じる場合には、食品表示基準上の製造所固有記号の表示が認められます。

【製造所固有記号による表示例】

販売者　霞が関酒造株式会社　Ｂ　＋Ｄ
　　東京都千代田区霞が関Ａ－Ａ－Ａ

※１　製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称（大阪ボトリング株式会社、大阪府大阪市中央区大手前Ｄ－Ｄ－Ｄ）を表す記号として、消費者庁長官に「Ｄ」を届出。
※２　課税移出する酒類製造場の所在地（千代田区大手町Ｂ－Ｂ－Ｂ）を表す記号として、財務大臣に「Ｂ」を届出。
※３　製造所固有記号に冠する「＋」は、製造所固有記号には当たりません。

⑤　④の酒類を課税移出後に引き取った他の販売者が表示内容に責任を有する場合

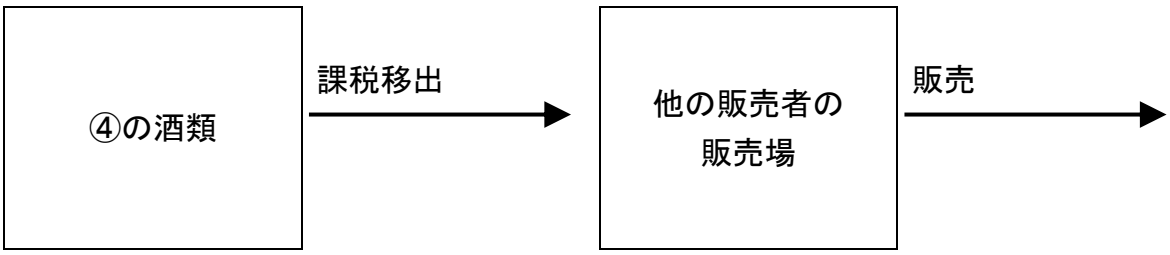

（他の販売者の氏名又は名称等）
氏名又は名称　：埼玉酒類販売株式会社
本店所在地　　：埼玉県さいたま市中央区新都心Ｅ－Ｅ－Ｅ
販売所の所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心Ｆ－Ｆ－Ｆ

【表示例】

販売元　霞が関酒造株式会社
東京都千代田区大手町Ｂ－Ｂ－Ｂ
販売者　埼玉酒類販売株式会社
埼玉県さいたま市中央区新都心Ｅ－Ｅ－Ｅ
製造所　大阪ボトリング株式会社　大阪府大阪市中央区大手前Ｄ－Ｄ－Ｄ

（注）　問 21 のただし書の例外規定の適用はありませんが、原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合のように、包材の共有化のメリットが生じる場合には、食品表示基準上の製造所固有記号の表示が認められます。

【製造所固有記号による表示例】

販売元　霞が関酒造株式会社　Ｂ
東京都千代田区霞が関Ａ－Ａ－Ａ
販売者　埼玉酒類販売株式会社　＋Ｄ
埼玉県さいたま市中央区新都心Ｅ－Ｅ－Ｅ

※１　製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称（大阪ボトリング株式会社、大阪府大阪市中央区大手前Ｄ－Ｄ－Ｄ）を表す記号として、消費者庁長官に「Ｄ」を届出。

※２　課税移出する酒類製造場の所在地（千代田区大手町Ｂ－Ｂ－Ｂ）を表す記号として、財務大臣に「Ｂ」を届出。

※３　製造所固有記号に冠する「＋」は、製造所固有記号には当たりません。

【第３条第２項：該当する場合の義務表示】

（問 24）酒類は、機能性表示食品の対象となりますか。

（答） 機能性表示食品※の対象から、アルコールを含有する飲料は除外されているため、酒類は対象となりません。

（食品表示基準第２条第１項第 10 号）

※ 機能性表示食品とは、疾病に罹患していない者に対し、機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示をする食品であって、当該食品に関する表示の内容等を消費者庁長官に届け出たものをいいます。

【第３条第３項：省略できる義務表示】

（問 25）酒類において、表示の省略ができる事項はありますか。

（答） 酒類については、「保存の方法」、「消費期限又は賞味期限」、「栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム）の量及び熱量」※の表示を省略することができます。ただし、これらの事項を表示する場合には、食品表示基準に沿った表示を行う必要があります。（食品表示基準第３条第３項）

※ 栄養表示（栄養成分若しくは熱量に関する表示及び栄養成分の総称、その構成成分、前駆体その他これらを示唆する表現が含まれる表示）をしようとする場合には省略することができません。
（食品表示基準第３条第３項の表中の《栄養成分の量及び熱量》の下欄）

【第５条：義務表示の特例】

（問 26）酒類にアレルゲン表示は要しないこととされていますが、任意表示として、特定原材料〇〇が検出されない場合、「〇〇を使用していません」と表示をすることはできますか。

（答）　「使用していない」旨の表示は、必ずしも「含んでいない」ことを意味するものではありません。これは、表示をする者が、特定原材料等の使用の有無について、製造記録などにより適切に確認したことを意味するものです。

製造工程でのコンタミネーション※1を含めて、特定原材料〇〇※2を使用していないことが管理可能であれば、「〇〇を使用していない旨」の表示は可能です。ただし、特定原材料〇〇が検出されないことを根拠とした「〇〇が含まれていない旨」の表示は認められません。

※1　コンタミネーションとは、食品を生産する際に、原材料として使用していないにもかかわらず、アレルゲンが微量混入してしまう場合をいいます。

※2　アレルゲンを含む食品として、加工食品に表示が義務付けられているもの（えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生）。

【第７条：任意表示（栄養機能食品）】

（問 27）栄養機能食品の表示で、留意すべき事項はありますか。

（答） 酒類について、栄養機能食品の表示をすることは望ましくないと考えます。

（関連）栄養機能食品の表示が望ましくない食品はありますか。

⇒ 食品表示基準Ｑ＆Ａ （加工－219）

【第７条：任意表示（糖類）】

（問 28）清酒に、「糖類不添加」と表示することはできますか。

（答） 清酒は麹菌の作用により、原料の米を糖化させた後にアルコール発酵させて製造しているので、通常、原料に含まれる糖類よりも製品に含まれる糖類が増加していると考えられます。

このため、一般的には食品表示基準第７条の表中の《糖類を添加していない旨》の要件の三「酵素分解その他何らかの方法により、当該食品の糖類含有量が原材料及び添加物に含まれていた量を超えていないこと」を満たさないため、糖類を原料として使用していない場合であっても表示することはできないこととなります。

（問 29）栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム）の量及び熱量の表示が省略できない場合には、どのようなケースがありますか。

（答） 栄養表示を任意に表示した場合には、栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム）の量及び熱量の表示を省略できないこととなります。

例えば、問 28 に該当しない酒類で、糖類不添加の旨を表示するに当たっては、糖類の表示を行う場合に、併せて栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム）の量及び熱量の表示をする必要があります。

（食品表示基準第３条第３項）

（問 30）アルコールと果汁を混和した酒類について、「糖類無添加」又は「糖類不使用」と表示できますか。

（答） アルコールと果汁を混和した酒類については、添加糖類の代用として果汁が使用されていない場合は、自然果汁よりも高濃度の果汁、乾燥果実ペースト等を使用している場合を除き、「糖類無添加」等の表示ができます。

（関連）糖類無添加について、食品本来の成分として糖類を含む場合であっても、糖類の代用として使用しなければ、糖類無添加表示はできますか。

⇒ 食品表示基準Ｑ＆Ａ （加工－233）

（問 31）糖類表示を行う場合は、以下の表示が必要となりますか。

【例】炭水化物

ー糖質

ー糖類

ー食物繊維　　※　「ー」は省略可。

（答） 糖質を表示する場合には、食物繊維とセットで表示する必要がありますが、糖類のみを表示することも可能であり、問の例のほかに、以下の表示も認められます。

（食品表示基準 別記様式三　備考４）

【例】炭水化物

ー 糖類　　※　「ー」は省略可。

【第８条：表示の方式等】

（問 32）酒類に表示する文字の大きさに規制はありますか。

（答） 食品表示基準で定める表示事項については、消費者に販売される一般用加工食品の場合は、原則８ポイント以上（表示可能面積がおおむね 150 平方センチメートル以下のものは、5.5 ポイント以上）の文字の大きさで表示する必要があります。

なお、酒類業組合法に基づき酒類の品目の表示が義務付けられていますが、酒類の品目の文字の大きさは、内容量と文字数により定めています。

（食品表示基準第８条第９号）

（問 33）食品表示基準で使われている「おおむね 30 平方センチメートル」及び「おおむね 150 平方センチメートル」の「おおむね」とはどの範囲まで指すのですか。

（答） 容器包装の形状や義務表示対象となる事項の字数は、個々の食品により異なるため、表示可能面積 30 平方センチメートル及び 150 平方センチメートル以下を基本としつつ、個々のケースに応じて判断することとなります。

（関連）「おおむね 30 平方センチメートル」及び「おおむね 150 平方センチメートル」の「おおむね」とはどの範囲までを指すのですか。

⇒ 食品表示基準Ｑ＆Ａ （加工－261）

（問 34）食品表示基準別記様式一の備考 12「消費者の選択に資する適切な表示事項」とは具体的にどのような事項がありますか。

（答） 一括表示枠内には、食品表示基準別記様式一において規定されている事項のほか、公正競争規約、その他法令により定められているものに加え、消費者の選択に資する適切な表示事項を表示することができます。具体的には、「使用上の注意」などが考えられます。

この場合、「保存方法」と「使用上の注意」は異なるものであるため、誤認が生じないように、項目名を明らかにして表示するようにしてください。

（関連）食品表示基準別記様式１の備考 12「消費者の選択に資する適切な表示事項」とは具体的にどのような事項がありますか。

⇒ 食品表示基準Ｑ＆Ａ （加工－272）

（問 35）別記様式一の備考 11 にある「枠を表示することが困難な場合」とは、具体的にどのような場合を指しますか。

また、食品表示基準第８条第３号によれば、「枠」は必ずしも必要でないと考えてよいですか。

（答） 別記様式一に基づき表示するのが基本ですが、別記様式による表示と同等程度に消費者が一見して判別できるようまとめて分かりやすく表示されていれば、必ずしも枠囲いして表示しなくても差し支えありません。

（食品表示基準第８条第３号）

【第 10 条：業務用加工食品の表示】

（問 36）業務用加工食品の場合、酒類にはどのような表示をすればよいですか。

（答） 食品表示基準においては、業務用加工食品に該当する酒類について以下の事項を表示する必要があります。

なお、食品表示基準においては、業務用加工食品に対して「内容量」の表示を義務付けていませんが、酒類は、酒類業組合法第 86 条の５の規定により表示が義務付けられているため、「内容量」の表示が必要となります。

「名称」、「添加物」、「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」、「製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称」(注)、「Ｌ-フェニルアラニン化合物を含む旨」(注)

（食品表示基準第 10 条第１項）

※ 食品表示基準においては、酒類は「原材料名」、「アレルゲン」、「原産国名」の表示を要しないこととされており、表示義務は課されていません。（食品表示基準第５条）

なお、（注）の表示事項は、タンクローリーなどの通い容器の場合には表示を要しません。

（問 37）業務用加工食品の場合、字の大きさや書き方に規制はあるのですか。

（答） 業務用加工食品については、消費者にとって分かりやすい表示を行わせるための規制（一括表示、活字の大きさ、文字の色等）を適用しませんので、例えば、「名称」等の項目名を記載する必要はありません。ただし、その際には、取引の相手方に名称等の情報が伝わるように記載しなければなりません。

【附則：経過措置等】

（問 38）食品表示基準の施行に当たっては、経過措置が設けられていますか。

（答） 加工食品（酒類を含む。）については、５年間の経過措置期間が設けられています。

平成 32 年３月末までに製造され、加工され、又は輸入される加工食品（業務用加工食品を除く。）及び同日までに販売される業務用加工食品の表示については、なお従前の例によることができます。（食品表示基準附則第４条）

※ 平成 29 年９月１日に公布・施行された食品表示基準の一部改正に伴う新たな原料原産地制度については、平成 34 年３月末まで経過措置が設けられています。

詳しくは、「別冊　原料原産地表示関係」をご覧ください。